

令和3年(2021年)度介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、介護ロボット・ICTの導入を促進することにより、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的とし、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービス(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。)、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス(介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。)、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。
- 2 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。
- 3 この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。
- 4 介護ロボットとは、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たすロボットをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化に効果のあるロボット

(2) 技術的要件

経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年(2018年)度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)において採択されたロボット(「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。)、または、センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に

応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を介護分野で発揮するロボット

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるロボット

5 ICTとは、記録業務、情報共有業務（事業所内外の連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことができる介護ソフト（転記業務が発生しないこと。）、または、複数の介護ソフトを連携させることや既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる場合で、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものであること。

(1) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）が、介護ソフトを導入する場合は、『居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様』（令和元年5月22日老振発0522第1号厚生労働省老健局振興課長通知、令和2年3月26日改訂）に準じたものであること。

(2) 個人情報保護のため、十分なセキュリティ対策が講じられている物であること。

(3) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発製品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(4) 「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE(ライフ)。以下「LIFE」という。）による情報収集に協力すること。

6 介護ロボット等導入計画（別紙1）及びICT導入計画書（別紙2）とは、この補助金を受けるにあたって介護サービス事業者が作成する、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のための介護ロボット等の導入計画であり、達成すべき目標、導入機器及び期待される効果等を記載するものとする。

（補助事業者）

第3条 この補助金の事業者は、法に基づく介護サービス事業者の指定・許可を受けた北海道内に所在する事業所（以下「事業所」という。）とする。

2 前項に加え、介護ロボット・ICTの地域での導入モデルとなることから、各地域の他事業所や道から要請があれば、特段の支障がない限り、見学等を受け入れ、導入事例を他事業者へ紹介でき、道のホームページ等で公表することに同意できる事業所であること。

（補助事業等）

第4条 この補助金は、次に掲げる事業を交付の対象とする。

(1) 介護ロボット導入事業

第2条第4項に定義する介護ロボットを事業所が購入又は3年以上のリース契約により導入する事業

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する事業

(3) ICT導入事業

第2条第5項に定義するICTを事業所が購入又は3年以上のリース契約により導入する事業

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象経費は、別表1の補助対象経費欄に掲げる経費とし、保険料、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

また、交付決定前に契約を締結（発注）したものは、補助の対象外とする。

(補助金交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、別表1の補助対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入を控除した額とを比較し、いずれか低い額に別表1の補助率を乗じて得た額とし、同表に定める補助上限額の範囲内とする。なお、別表2に掲げる要件を満たす事業所は、補助率を4分の3以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、補助回数は次に掲げる回数とする。

(1) 介護ロボット導入事業

1計画につき、1回

(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業

1事業所につき、1回

(3) ICT導入事業

原則1事業所1回とするが、補助額の合計が別表1に定める基準額の範囲内であれば、複数回の補助も可能とする。2回目以降の補助を行う場合には、別表1に掲げる基準額から前年度までに交付された補助額を除いた金額を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

1 事業計画書（保福第1の2号様式）

2 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）

3 経費の配分調書（保福第1の18号様式）

- 4 事業予算書（保福第1の20号様式）
- 5 資金収支計画書（保福第1の32号様式）
- 6 その他別に定める関係書類

（交付条件）

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 規則、令和3年(2021年)度介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱（令和3年7月7日付け高福第1070号保健福祉部長決定）及び決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- 2 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
 - (2) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- 3 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- 6 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- 7 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- 8 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- 9 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- 10 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をと

るべきことを命じる。

- 11 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 12 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産(1件の取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具)については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間)は、あらかじめ知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- 13 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 14 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- 15 購入により導入した介護ロボット・ICTを3年を経過せずに処分した場合、又は介護ロボット・ICTを3年以上のリース契約により導入し、3年を経過せずにリース契約を解除した場合は、既に補助金の交付を受けている補助金を返還しなければならない。
- 16 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- 17 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交

- 付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 18 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- 19 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- 21 第 5 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- 22 介護ロボット等導入計画に基づいて導入した介護ロボット・ICTによって得られた効果などの計画の進捗状況を、毎年 4 月末までに別紙 3 により報告する(介護ロボット・ICTの導入日から 3 年を経過する日までに限る。)とともに、他の施設への周知に努めなければならない。ただし、報告期限の時点で導入後 6 月を経過しておらず、効果検証ができないものについては、その旨を道に報告すること。
- 23 介護ロボット等導入計画及びその進捗状況の報告について、道が公表すること及び関係機関等へ提供し、又は使用されることについて同意しなければならない。
- 24 第 4 条(3)の事業を実施する事業所は、導入年度及び導入翌年度に厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課に導入製品の内容や導入効果等を報告すること。
- 25 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和 2 年 3 月発行。以下「ガイドライン」という。)や「居宅サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成 28 年度。以下「手引き」という。)を参考に介護ロボットや ICT を活用した

事業所内の業務改善に取り組むこと。

(補助金の変更承認申請)

第9条 この補助金の交付決定後における事情の変更により、補助事業等の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）を提出し、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 この補助金の交付の決定を受けた者が、事業を中止又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の実績報告)

第11条 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に次に掲げる書類を添付して、当該補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

- 1 事業実績書（保福第1の2号様式）
- 2 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
- 3 事業精算書（保福第1の31号様式）
- 4 その他別に定める関係書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

別表1

区分	補助上限額	補助対象経費	補助率
介護ロボット導入事業	1機器あたり300,000円 ※移乗介護及び入浴支援を目的とする介護ロボットについては、1機器あたり、1,000,000円	介護ロボットの購入、リース契約に係る経費 (介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)	1/2以内
見守り機器の導入に伴う通信環境整備事業	1事業所あたり 7,500,000円	・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事	1/2以内

区分	補助上限額	補助対象経費	補助率
		<p>も含む。)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築) (通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費 (デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。)(通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。) ・介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア (既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。)、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等 (通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。)) 	

区分	補助上限額	補助対象経費	補助率
ICT導入事業	<p>1 事業所あたり職員数に応じて、次に掲げる補助上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1名～10名 1,000,000円 ・ 11名～20名 1,600,000円 ・ 21名～30名 2,000,000円 ・ 31名～ 2,600,000円 	<p>タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE 対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費</p> <p>（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p>	1/2以内

別表 2

区分	要件
介護ロボット導入事業	次の 1 から 2 のいずれの要件も満たす介護事業所
見守り機器導入に伴う通信環境整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定していること。 2 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること。
ICT 導入事業	<p>次の 1 及び 2 のいずれかの要件を満たす事業所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること。 2 事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。